

平成22年2月22日  
中央卸売市場

## 豊洲新市場整備に係るPFI方式の見直しについて

豊洲新市場の整備については、平成18年12月19日に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定に基づく「豊洲新市場整備等事業」に係る特定事業の実施に関する方針を公表しましたが、今回、実施方針を取り消しましたのでお知らせします。

**【問い合わせ先】**

中央卸売市場管理部新市場建設課  
電話 03（3547）7037